

# 「相続・贈与税顧問」平成20年改正対応版 概要(Ver.H20.1)

「相続・贈与税顧問 Ver.H20.1」での対応内容をご案内します。

このプログラムは、平成20年1月1日以後に発生した相続税の申告にご利用いただけます。

## 1. データの利用について

### データ移行対象バージョン・・・Ver.H19.1以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

Ver.H19.1またはVer.H19.2のデータは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。

**概要のバージョンの表記について**  
「Ver.H20.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

## 2. 法改正の概要

システムに係る平成20年度の相続税関係の改正は、次のとおりです。

### 相続税の非課税等の改正(第14表)

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置について、適用対象となる法人の範囲に、公益社団法人および公益財団法人が追加されるとともに、民法法人等に対して相続財産を贈与した場合等について、一定の経過処置が講じられました。

#### 適用

平成20年12月1日より適用。

## 3. システムの対応内容

Ver.H20.1での対応内容は、次のとおりです。

### 印刷フォームの変更

次の帳票を「平成20年分以降用」の様式に変更しました。

申告書等	変更内容
第11・11の2表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成二十年分以降用)に変更。</li> <li>・ 「3特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」欄の注記の一部変更。</li> </ul>
第11・11の2表の付表2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成二十年分以降用)に変更。</li> <li>・ 「2限度面積要件の判定」欄の変更。(「国営事業用宅地」、「上記以外」の削除による。)</li> <li>・ 「3「課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算」欄の「国の事業用宅地等」(「国営事業用宅地」、「上記以外」)の削除</li> </ul>
第14表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成二十年分以降用)に変更。</li> <li>・ 「3特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細」欄に適用規定の変更。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(平成20年12月1日以降の寄附で、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含む。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。</li> <li>(4)租税特別措置法第70条第11項(平成20年12月1日以降は、所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なお効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項)に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、(旧)租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。</li> </ul> </li> </ul>
修正申告書 第1表 修正申告書 第1表(続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成二十年分以降用)に変更。</li> <li>・ 取得原因の下に「整理番号」(記入不要項目)が追加。</li> </ul>

## 第1表の付表1、第1表の付表2の対応

相続時精算課税制度の創設に伴い、平成16年に新設された次の2表を追加しました。

- ・第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」
- ・第1表の付表2「還付される税額の受取場所」

## 税務代理権限証書 添付書面の変更対応

「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」および「税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面」を平成20年の様式に変更しました。

### (1) 添付書面1/4 画面

- ・添付書面（1/4 画面）に「提出年月日」と「提出先税務署」を追加しました。「税務代理権限証書」の提出年月日、提出先税務署から転記されます。
- ・【印刷情報登録】画面の「税務代理権限証書」「提出年月日の「日」」を「印刷しない」に設定してあるときは、添付書面の提出年月日の「日」も印刷されません。

### (2) 添付書面4/4 画面

「\*追加記載する事項」（4ページ目）の入力画面を追加しました。

## 案件選択・作成画面の改善

案件選択一覧の画面で、横スクロールバーが表示しないように幅を広げました。

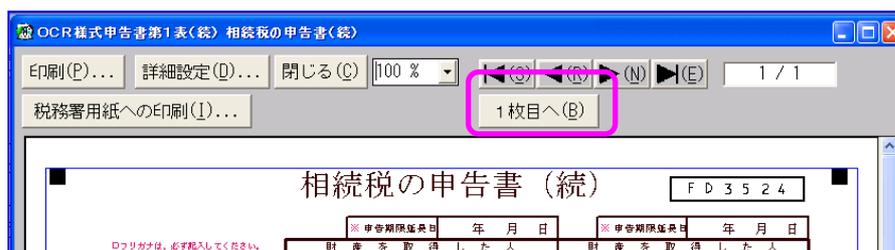
## 第1表、第15表（続）の印刷プレビュー画面の切り替え

OCR様式申告書 第1表、第15表の印刷プレビュー画面に、<（続）へ>、<1枚目へ>のボタンを追加して、1ページ目（第1表、第15表）と2ページ目以降（第1表（続）、第15表（続））の画面切り替えの操作方法を改善しました。

<1ページ目>



<2ページ目以降>



## 印刷方法の改善

### (1) 所在場所等 文字サイズの変更

第11表 相続税がかかる財産の明細書の「所在場所等」欄は、入力文字数により文字サイズを変更していますが、この欄の幅を広げて、最小文字サイズを4ポイント 5ポイントと大きくなるように対応しました。また、文字数に応じた文字サイズを見直しました。（この対応に伴い、種類別財産入力画面の「所在場所等」欄にある第11表の文字サイズが切り替わる印を右にずらしました。また「所在場所等」欄の幅を広げるため、「取得した人の氏名」欄の幅を狭くするため、氏名が全角11文字～12文字の場合は、最小文字サイズが5ポイント 4ポイントと小さくなります。個人情報登録で、相続人の氏名にスペースを入力して印字調整している場合は、見直してください。）

### (2) 生命保険金・退職手当金「第1表のとおり」の印刷有無の対応

第9表 生命保険金などの明細書、第10表 退職手当金などの明細書で非課税計算がされた財産は、第11表の財産の明細「数量・単価」欄に、「第9表のとおり」「第10表のとおり」の印刷の有無に対応しました。

**(3) 前と同じ財産の「＃」の印刷**

「種類」「細目」「利用区分、銘柄等」「所在場所等」が前と同じ財産を印刷するとき、選択により「＃」を印刷するように対応しました。

**(4) 分割財産の明細「＃」の印刷有無**

分割財産の明細を印刷するとき、「種類」「細目」「利用区分、銘柄等」「所在場所等」を選択によりすべて空欄にするように対応しました。

**第 11 の 2 表 価額のマイナス入力対応**

第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細で、「価額」のマイナス入力を可能にしました。

**第 14 表 価額のマイナス入力対応**

第 14 表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産の明細で、「価額」のマイナス入力を可能にしました。

**修正申告書 第 1 表、第 3 表・第 8 表 2 金額の文字サイズの変更**

修正申告書 第 1 表、第 1 表(続)、第 3 表・第 8 表 2、第 3 表・第 8 表 2(続)の金額の文字サイズを 6 ポイント 8 ポイントと大きくなるように対応しました。

**一括印刷への帳票追加**

一括印刷の画面に、新規追加帳表の「申告書第 1 表の付表 1」、「申告書第 1 表の付表 2」を追加しました。

**一括印刷の改善**

一括印刷が終了した後も、一括印刷画面を閉じないように変更しました。

**都道府県市町村一覧 市町村データの更新**

各入力画面の住所欄の入力で、<一覧>から表示される都道府県市町村一覧を 2008 年 7 月時点の市町村名に更新しました。

**贈与税 第二表 特別控除額の繰越（相続・贈与税顧問 Ver.H20.10/Ver.H19.21 対応）**

贈与税の案件コピー「年度を繰り越して作成する」で確認された次の問題を修正しました。

コピー元の案件データで、贈与税第二表「税額計算[3]」のタブ画面を一度も開かずに登録した場合、「(26) 過去の年分の特別控除額の合計額」が繰り越されない。

**案件バックアップ/リストア処理画面の変更**

- ・案件データバックアップ/案件データリストア、会計事務所情報バックアップ/会計事務所情報リストア、旧バージョンデータ読込の「フォルダ参照」の画面から、新規フォルダを作成できるように対応しました。
- ・案件データバックアップで、初期設定を「データを圧縮してバックアップする」に変更しました。

**セットアップの改善**

- ・プログラムのセットアップ先フォルダ指定画面で、ネットワークドライブやリムーバブルディスクを指定できないようにしました。
- ・スタートメニューへの登録で、「エブソン応援シリーズ」プログラムフォルダをシステムごとにまとめるように階層化しました。

## 4.動作環境について

OS	Windows®2000/XP/ Vista
メモリ	2000/XP の場合 128MB 以上 (256MB 以上を推奨) Vista の場合 512MB 以上 (1GB 以上を推奨)
CPU	2000/XP の場合 400MHz 以上 (500MHz 以上を推奨) Vista の場合 800MHz 以上 (1GHz 以上を推奨)
ディスプレイ	1024×768 ドット(小さいフォント)を推奨(*1) Windows® XP の場合は、標準フォントかつ 96DPI を使用してください。 Windows® Vista の場合は、標準のスケール (96DPI) を使用してください。
表示色	2000 の場合 High Color(16ビット)以上 XP/Vista の場合 中 (16ビット) 以上
HDD	70MB 以上
最大用紙サイズ	A4
プリンタ	ページプリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く)(*2)

(\*1): 800×600ドットは動作保証外です。

(\*2): カラープリンタは EPSON 製が対象です。

## 5.プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にはプロダクトIDを入力します。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降を割安価格でお求めいただけるライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)をご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

### 【著作権・使用許諾契約について】

プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。